

令和6年度(2024年度)も引き続き補助を行います



鳥獣被害でお困りの方へ

～電気柵等の設置に関する補助金の活用を～

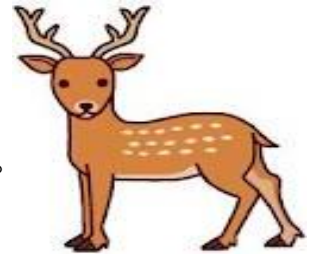
町では、農作物の鳥獣被害を防止するために、農業者又は個人が電気柵、防除柵、防除網等を設置する経費に対して補助をします。

(下諏訪町鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金交付要綱に基づいて補助をします。)

◎補助対象者は…

町内の土地に電気柵、防除柵、防除網等を設置する者

- (1) 農業者…農地を所有しており、農業に従事している方。
- (2) 個人…農地を所有していないが、家庭菜園等を行っている方。



◎補助金額は…

- (1) 農業者は、補助対象事業経費の2分の1とし、10万円を限度とします。
- (2) 個人は、補助対象事業経費の2分の1とし、3万円を限度とします。

◎申請方法やご不明な点について

- (1) 申請期間は令和6年4月1日(月)～令和7年3月14日(金)まで。

申請は年度に1回。

申請用紙等は農林係で用意しています。

農業被害でお困りの際は、下記連絡先までご相談をお願いいたします。

～補助金利用者の声(個人の方)～

(東高木地区で防除柵を設置)

丹精込めて育てた農作物がシカやハクビシンなどの被害を受けて困っていたところ、町からの補助をいただけたとのことでしたので、活用させていただきました。

鳥獣からの被害防止のため補助金を活用して防除柵等を設置してみたいかがでしょうか。



防除柵を設置したMさん

☆お問い合わせ先…下諏訪町役場 産業振興課 農林係(2階)
電話 27-1111 (内線276)